

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月26日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第48号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成15年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表第3（第4条、第8条関係）</p> <p>汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準</p> <p>1 特定施設</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 自動車整備業の用に供する車両洗淨施設（<u>自動車分解整備事業</u>（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設で屋内作業場の総面積が800平方メートル以上の事業場に係るもの及び自動式車両洗淨施設を除く。）</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>	<p>別表第3（第4条、第8条関係）</p> <p>汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準</p> <p>1 特定施設</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 自動車整備業の用に供する車両洗淨施設（<u>自動車特定整備事業</u>（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。）の用に供する洗車施設で屋内作業場の総面積が800平方メートル以上の事業場に係るもの及び自動式車両洗淨施設を除く。）</p> <p>(8) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。